

廃棄物海洋投入処分許可申請書

下土港第19号
令和3年10月28日

環境大臣 山口 壯 殿



申請者

住所 静岡県下田市中531-1

氏名 静岡県下田土木事務所長 榊原 正彦

（法人にあっては名称及び代表者の氏名並びに住所）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第10条の6第1項の規定により、船舶からの廃棄物海洋投入処分の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

△海洋投入処分をしようとする廃棄物の種類	一般水底土砂：下田港における港内浚渫によって発生する水底土砂で、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第10条第2項第5号口の政令で定める基準に適合するもの。 別紙-1のとおり。	
※許可の年月日	令和3年 月 日	
※許可番号		
△廃棄物の海洋投入処分に関する実施計画に係る事項	廃棄物の海洋投入処分をしようとする期間	許可日～令和8年9月30日（5年間）
	海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量	体積量 58,880 m ³
	単位期間において海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量	許可日～令和4年9月30日：10,976 m ³ 令和4年10月1日～令和5年9月30日：10,976 m ³ 令和5年10月1日～令和6年9月30日：10,976 m ³ 令和6年10月1日～令和7年9月30日：12,976 m ³ 令和7年10月1日～令和8年9月30日：12,976 m ³
	廃棄物の排出海域	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成17年環境省令第28号）第6条第1項に規定する海域Ⅳ海域のうち、以下の点を中心とした半径400mの円に囲まれた範囲内の海域 北緯34° 34' 12" 東経139° 00' 48" （詳細は別紙-2のとおり）
	廃棄物の排出方法	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成17年環境省令第28号）第6条第1項に規定する排出方法で実施する （詳細は別紙-3のとおり）
△廃棄物の排出海域の汚染状況の監視に関する計画に係る事項	監視の方法	別紙-4のとおり
	監視の頻度	別紙-4のとおり
備考		
1 ※の欄は記入しないこと。		
2 △の欄にその記載事項のすべてを記載できないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		